

1. 発端

・計画策定部会において委員から「大阪市の地域福祉計画は3年ごとに策定されているが、専門職や住民の連携を促進していくには期間が短い。高齢・障がい計画はサービス基盤整備を対象とする実施計画的性格を有するため、期間を3年と規定されている一方、地域福祉計画は中長期的な地域づくりの方向性を示す総合計画であることから、6年計画とし、3年目に中間見直しを行う形を検討してほしい。これにより、より実態に即した地域福祉の取組が可能になると考えられる。」との意見があり、変更の可能性について検討を開始。

2. 計画期間の設定に関する整理（法令・ガイドライン・他都市の状況）

- ・法令等において、計画期間に関する規定はない。
- ・厚生労働省「**地域福祉計画ガイドライン**」において、標準的な策定期間は、**一般的に3～5年程度**と記載。
- ・横浜市や名古屋市等の他都市では、ほとんどが5年～6年としている例が多く、大阪府においても計画期間は6年としている。（参考：別紙参照）
- ・本市では、これまで計画策定時の情勢等を鑑み、その都度計画期間を設定してきた。なお、平成30年以降の計画については、他計画と合わせて3年としている。

3. 方針

中長期的な視点に立った施策の実行・定着及び区地域福祉計画（地域福祉ビジョン）への策定・推進の支援に注力し、更なる地域福祉の推進を図るため、**計画期間は6年**とする。

＜懸念点とその対応＞

懸念点	対応
3年周期での計画策定時に比べ、地域社会の課題やニーズの変化に関する計画への反映が遅くなる。	 3年目に中間見直しを実施し、国の動きや各制度・施策の反映を行うとともに、進捗状況の確認及び評価を行う。
期間が長い場合、計画立案時の目的や施策が途中で形骸化し、現状とかけ離れてしまう可能性が伴う。	

4. 地域福祉基本計画と他分野計画との関係性

本市における地域福祉基本計画は他分野計画の理念を包含し、地域生活を支えるため、市全体で連携しながら実施する基礎的かつ中長期的な視点に立った施策等について定めていることから、本計画の策定時には先導して方向性等を示すとともに、引き続き、他の分野別計画と連携し、取組を進めます。

本市の地域福祉計画の経過と他都市の計画期間

○経過

- ・第1期大阪市地域福祉計画【平成16年度～平成20年度（5年）】
- ・第2期大阪市地域福祉計画【平成21年度～平成23年度（3年）】
⇒社会情勢の変化、市政改革の動き、他健康福祉分野の計画等との整合性を図るため3年計画
- ・大阪市地域福祉推進指針【平成24年度～平成29年度（6年）】
⇒ニア・イズ・ベターを追求した新しい区政運営に向け、市域を1つの単位とした「計画」ではなく、それぞれ区の特色ある地域福祉の取組を推進めするため、「指針」を策定することとした。
- ・第1期大阪市地域福祉基本計画【平成30年度～令和2年度（3年）】
⇒高齢・障がい者等の分野別計画との整合性を図るため、3年計画とした。
- ・第2期大阪市地域福祉基本計画【令和3年度～令和5年度（3年）】
- ・第3期大阪市地域福祉基本計画【令和6年度～令和8年度（3年）】

○他自治体における計画期間

・主な都道府県

都道府県	人口	計画期間
神奈川県	約922万人	2023～2026年度（4年）
大阪府	約878万人	2024～2029年度（6年）
愛知県	約745万人	2021～2026年度（6年）
兵庫県	約531万人	2024～2028年度（5年）
北海道	約499万人	2024～2029年度（6年）

・主な政令市

自治体	人口	計画期間
横浜市	約377万人	2024～2028年度（5年）
大阪市	約279万人	2024～2026年度（3年）
名古屋市	約233万人	2024～2028年度（5年）
神戸市	約148万人	2026～2030年度（5年）
札幌市	約197万人	2024～2029年度（6年）